平成26年度 決算特別委員会 会議録 (第2号)

1. 招集年月日 平成26年9月12日 2. 招集の場所 熊野町役場 4階 第1委員会室 3. 出席議員(14名) 委員長 山 吹 富 邦 副委員長 時 光 良 造 委員 沖 田 ゆかり 委員 片 川 学 委員 民 法 正 則 委員 荒 瀧 穂 積 委員 大瀬戸 宏 樹 委員 藤 本 哲 智 委員 山 野 千佳子 委員 久保隅 逸 郎 委員 中 原 裕 侑 委員 佛 圓 大 源 委員 南 田 秀 夫 委員 馬 上 勝 登 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 4. 欠席議員(1名) 委員 尺 田 公 造 5. 事務局出席 事務局長 立 花 一 郎 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 6. 説明員 町 長 三 村 裕 史 立花隆藏 副町 長 教 育 長 林 保 総 務 部 長 内 田 充 民 生 部 長 清 代 政 文

総務部次長 岩田秀次

建設部長

教 育 部 長

総務部参事

森

本昌義

藤森孝弘

石 井 節 夫

民生	生 剖	次	長	光	本	_	也
建;	没 剖	次	長	民	法	勝	司
教	育 剖	次	長	三	村	伸	_
企画	前財	政 課	長	宗	條		勲
商コ	二観	光 課	長	時	光	良	弘
税	務	課	長	貞	永	治	夫
福	祉	課	長	加島	,朋	代	
住	民	課	長	西	村	隆	雄
健	康	課	長	隼	田	雅	冶
生泪	5環:	境 課	長	中	井	雅	晴
都市	ī 整 ′	備 課	長	曽	根	和	典
開発	 指:	導 課	長	林		武	史
上下	水	道 課	長	沖	田		浩
生涯	E 学	習課	長	中	村	憲	治
会	計	課	長	光	本	琴	音

7. 協議事項

付託された「認定第1号 平成25年度熊野町各会計歳入歳出決算認定」、「認定第 2号 平成25年度熊野町上水道事業会計決算の認定」について

8. 内容

(開会 13時30分)

○委員長(山吹) それでは、引き続き委員会を再開いたします。

書類の閲覧が終わりましたので、各部門ごとに総括質疑を行います。

なお、質疑は各部門における会計ごとに行いたいと思います。

まず、総務部門について質疑を行います。質疑はありませんか。

大瀬戸委員。

○委員(大瀬戸) 一般質問のときに、皆さん防災についてたくさんお尋ねになりました ので、防災についてはあらかたわかるんですが、一つちょっと気になるのは、今の安佐 南区での豪雨ぐらいの雨を想定して熊野に起きたときに、災害が起きたときに災害対策本部というのをつくると思うんですが、それは恐らく役場だと思うんですね、本部がね。そういったときに、あのぐらいの雨が降ったら道上川は氾濫すると思うんですよ。そうすると、この役場は道上川を挟んで南と北といいましょうか、孤立というか、動きがとれなくなるんじゃないかと思うんですね。そういうときに、役場だけを災害対策本部にしたときにうまいこと災害の対応ができるのかどうかというのがちょっと気になるところなんですが、何か準備とかありますか。

○委員長(山吹) 岩田総務部次長。

○総務部次長(岩田) 今おっしゃいますように、まず最初は役場のほうを災害本部にします。いろんなケースが想定されますので、ちょっと順番は定かではここではないんですが、第2番目の位置、町民会館、次はグラウンドというふうに順番を決めて、状況によっては災害対策本部を動かす順番を決めております。

以上でございます。

○委員長(山吹) 大瀬戸委員。

○委員(大瀬戸) それならばいいんですが、そうした場合に例えば備品ですよね、例えば連絡する無線であるとか、人間だけじゃなくてさまざまなものの準備というのを、分散して準備しておくのか、あるいはそのときになって動かすのかというところまで計画はしてあるんでしょうか。

○委員長(山吹) 岩田総務部次長。

○総務部次長(岩田) まず、災害対策室に必要な機材でありますとか、備蓄品でありますとかいうのは、先般申し上げましたように、そのために幾らか分散の備蓄をしております。今の災害対策本部については、パソコン等の袋を持って移動することである程度対応できますけども、放送類やなんかはやはりこちらに帰ってこないとできないというようなことはあろうかと思います。

以上です。

○委員長(山吹) ほかにございませんか。

中原委員。

○委員(中原) 法人税が1,000万円減額になってるんよね。理由はいろいろあると思うんです。法人税がやっぱり1,000万円減額というたら相当の額だわね。8,000万円のうちの1,000万円ということで、何か理由もあったろうし、その対策ですね。今後の対策をお願いしたい。

今回、もうちょっとしたら所得税が上がるということで、所得税はみやすいわ、値上 げするのは。だから法人税ももう少し取るような努力をしてほしいと思うんですが、そ の点いかがでしょうか。

○委員長(山吹) 貞永税務課長。

○税務課長(貞永) 法人税につきましては、当初の見込みより1,000万円ほど下がったということで減額のほうをさせていただいたんですけども、大きな要因としましては、やはり22年に起こりましたなでしこ効果というのが、事業年度が1年間、企業としてはありますので、決算期を迎えて23年中はよかったんですけども、24年中の決算が落ち込んだということで、25年度の法人税のほうが減少したということで、それに伴うものが一つと、一つは国のほうの法人税が5%引き下げをされましたので、そちらのほうの引き下げに伴うこちらのほうの町民法人税の影響額もあったかと思います。

これにつきまして、将来的に税収の確保というものにつきましては、基本的に法人町 民税というのは、国の法人税に一定の税率を掛けた法人税割プラス資本金と従業員に比 例した均等割という二つの部分からなっておりますので、なかなかこちらのほうで税の ほうから増収のほうに向けて取り組みをするというのが難しい部分はあるんですけども、 一応企業に対しては申告納税という形にしておりますので、申告を怠らないように納税 していただくということはしていこうかと思います。

所得税につきましては、ちょっと増税等についてはちょっと私のほうは情報を今持ってないんですけども、昨年ちょっと 2.1%ほど、東北大震災のほうのことでちょっと

10年間ほど上げておりますけども、所得税というのは国税ですので、町民税のほうとは少し違うのかなというふうには思いますけども、税収については今後の動向を見ながらやっていきたいと。税率等についてはなかなか標準税率というのが決まっておりますので、こちらのほうで自由に上げるというところまではいかないかと思いますし、町民の皆さんの生活のほうの負担を強いることになりますので、よい方法というのを検討しながら考えていきたいと思います。

以上でございます。

は。今年からじゃないんか。初年度分も入るんかいの。

わしが言うのは、今度固定資産税が路線価に変わったときに来年ぐらいから上がってくる、来年度かね、27年度。そういうみやすいところはみやすうに取れるのが固定資産税。じゃが法人税はみやすうないよの、取るのは。そこらをうまいぐあいに取るようにしてくださいという。

○委員長(山吹) 貞永税務課長。

○税務課長(貞永) 法人税の増収に向けて取れということですけども、徴収するという ふうに考えていきたいと思います。

○委員長(山吹) 荒瀧委員。

○委員(荒瀧) 大変御苦労でございます。大変な作業でしたでしょう。

それで、実はここへ会計監査の内容があります。後段のほうに、なお一層事務の効率 化を図りという文面があるんですが、これは地方自治法に書いてある原則論だろうとは 思うんですけども、具体的にこういう項目でこういうふうに、例の錦織圭じゃないです が、コーチングでございます。一方通行でせいせいせいせいと言うとってもできんので すね。こういうふうにやったらこういうふうにならせんかという、今からコーチングが 非常に大事な時代でございまして、具体的に監査のほうから何か御指示が、副町長、多分大概監査のときにはついておられますが、あったようであれば御報告いただければと 思うんですが。

○委員長(山吹) 立花副町長。

○副町長(立花) 今のところ、我々の予算というのは事業別予算というて、それぞれの 事業について積み上げるというやり方をしております。それから、不用額もそれぞれの 事業によってかなり出てきます。それで、なるべくなら不用額を出さないような適正な 予算を組んで執行しなさいというようなことはございますが、とりたてて不正をしてる わけではございませんので、何とか回っていると思ってます。特段、御意見はございま せんでした。

以上です。

○委員長(山吹) 荒瀧委員。

○委員(荒瀧) 不正をしとるという前提で物を言うんじゃなく、性善説に立っておりますので、こういう中でいろんな部分で私も申し上げております。外部監査の話も出しておりますが、やはり公認会計士ですね。やはり専門家のアドバイスもいただけるような仕組みを構築する時期が来とらせんかなと。当然、公務員の行政マンもプロだろうとは思うんですが、まだまだそこに磨きをかけにゃいけん時期に入りつつあると思うんですよね。そういう意味で、少しはここらを改善できるかなというような要素は、副町長、思い当たる要素はないですか。

○委員長(山吹) 立花副町長。

○副町長(立花) 監査委員さん2名おられまして、1名は議会選出でございます。1名は議決をいただいて監査委員さんになっていただいております。その監査委員さんはあくまでも自治体の経理に詳しい人というのを原則で考えてます。

それで公認会計士云々ということがございますが、そういう適任者がおられたら教え

てください。

○委員長(山吹) ほかにございませんか。

片川委員。

○委員(片川) ちょっとレベルの低い質問なんですが、さっきの法人税のことを中原委員がお伺いを立てられたんですが、ちょっと私が勉強不足なんですが、今の大きく分けて業種別にというんでなくして、筆屋さん、それから商業、工業ぐらいで、どのぐらいの割合を占めておるか教えていただけませんか。

○委員長(山吹) 貞永税務課長。

○税務課長(貞永) 詳しい資料がちょっと今手元にはないんですけども、昨年度、ちょっと調べたところによりますと、筆屋さん関係、これについては1,500万円ぐらいだったというふうに記憶しております。

以上です。

○委員長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) ないようでしたら、次の総括質疑について、執行部の入れかえがありますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

続いて、土地取得特別会計について質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) では、お時間をいただいて入れかえを行います。

休憩 13時40分

再開 13時43分

○委員長(山吹) 続いて、民生部門についての質疑を行います。

まず、一般会計についての質疑はありませんか。

中原委員。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(中原) 生活保護の世帯は今、何件ぐらいあるんですか。それと生活保護の世帯
今資料を見させてもらったら、支給額がいろいろと違うんだね。違うんですね、あれ。
あれはどういう段階で支給はされるんかな。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長(山吹) 光本民生部次長。
○民生部次長(光本) 生活保護世帯でございますが、ことしの6月末の数字なんですが
134世帯、185人でございます。
それと扶助費の種類ごとかと思いますが、基本的には日常生活を送るための生活扶助
費というのがベースになろうかと思います。それと一番多いのが医療、医者にかかる場
合の医療扶助が一番多くを占めます。大体去年の決算でいえば54.8%、半分以上が
医者にかかった費用ということで、当然、生活保護世帯につきましては原則として医療
保険は持っておりませんので、全額保護費による公費負担ということでございます。
そのほか就学扶助とか、教育扶助とか、それと賃貸住宅、アパート等に住んでおられ
る方につきましては住宅扶助がございます。大体そういった概要でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長(山吹) 中原委員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(中原) それと、例えばめがねを買い替えたりとかで補助具ですか、そういうの
は全額で買いかえるわけですか。例えば、この遠近両用めがねを買いましたよと。これ
は3万円要りましたというたら、3万円そのまま払いよるということですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長(山吹) 光本民生部次長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇民生部次長(光本) 今言われましたように、めがねにつきましても基本的には全額扶
助費のほうから出すようになります。しかしながら、これは本人が希望すれば必ず出せ
るというものではございません。医者のほうの意見書というか、診断書等で必要である
ということをもって支給するようにしております。

○委員長(山吹) 中原委員。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(中原) 診断書と買うたときの領収書を持っていったら、そのままもらえるということですね。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○
○民生部次長(光本) 基本的には、請求書を出していただいてから扶助費として交付するというようにしております。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) ほかにありませんか。沖田委員。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(沖田) 28ページの未熟児養育医療負担金なんですけれども、対象の児童が町内に何人ぐらいいらっしゃるのか。かなりお金がかかると思うんですが、どのぐらい負担をしていただけるのでしょうか、詳しく教えていただきたいんですが。
○委員長(山吹) 隼田健康課長。~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○健康課長(集田) 未熟児養育医療負担金、扶助費ですかね、25年度におきましては6名の方に支給をしております。その扶助の内訳として、国のほうから2分の1補助、県のほうから4分の1補助、町のほうから4分の1ということで、支出をしております以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) 隼田健康課長。

○健康課長(隼田) 歳入のほうになるんですけれども、未熟児養育医療費負担金という ことで、25年度におきましては19万5,462円ほど保護者の方から負担をしてい ただいております。

○委員長(山吹) 清代民生部長。

○民生部長(清代) 先ほど課長のほうが保護者負担と申し上げましたが、保護者負担分 については乳幼児医療の対象になるということで、実際には負担額は生じておりません。

○委員長(山吹) 民法委員。

○委員(民法) 老人ホームの監督義務のちょっと問題なんですが、前回のときに老人ホームを抜け出してうちのとこで保護したのは知ってますか。10日ぐらい前ですか、よく言っておいてほしいと言うたのにもかかわらず、またうちの車庫の前に役場の役員の方が探して歩かれている姿を見たんですが、その後、どのような老人ホームに対して指示を出されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。そういうことがたびたびあるのか。

痴呆症というか、認知症の方かどうかわかりませんけど、道路を横断して大変危険なんで、大きな事故につながってはならないのでということを前に申し上げたんですが、 それにもかかわらずここ1週間か10日ぐらい前ですか、あったと思うんですが、そういったことをちょっと聞いてみたいんですが。

○委員長(山吹) 加島福祉課長。

○福祉課長(加島) 以前に、民法委員のほうから御指摘をいただきました。この老人ホームは特別養護老人ホームと養護老人ホームとございますが、基本的に元気に歩かれるということで、養護老人ホームに入所される方が出ておられました。町内の施設でございます。施設のほうには今のような状況をお伝えして、職員の対応等ですね。基本的には自由に出入りができる施設になります。鍵がかかってどうこうという施設ではございませんので、自由に出入りができるようにはされているんですが、かといって中には今

言われたように認知症の方、徘回のおそれのある方ももちろんいらっしゃいますので、 そのあたりは十分管理をしていただくようには申し伝えております。

10日前にうちの職員が探しておりましたこの方は、実際老人ホームに入られてる方ではなくて、町内の御自宅のほうに居住をされている方ではありましたけど、そうはといっても、町内の施設、養護老人ホームから出られて職員が探したりということは年に数例ございますので、あとはグループホーム等もございますので、そのあたりはまたしっかりと指導のほうはしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) ないようでしたら、続いて国民健康保険事業特別会計についての質疑 を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) 続いて、後期高齢者医療特別会計について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) それでは、続いて介護保険特別会計について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) ないようでしたら、次の総括質疑について、執行部の入れかえがありますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(休憩 13時52分)

(再開 13時54分)

○委員長(山吹) 続いて、建設部門についての質疑を行います。

まず一般会計について質疑はありませんか。

南田委員。

○委員(南田) これは皆さんも御存じのように、建設部門について私がお伺いしたいのは、私は今の保安林関係は買収の時点から一貫して反対で通してきておるんでございますが、数が多いために全部をやってきておられるんですが、ただその間に支払いされた

もので疑問点についてお伺いしたいのは、皆さんは知りませんが、関連してるけえ、いつの日にちいうことはいかんが、買収するに当たっても、このたびの予算の関係をいうんですが、水道事業をするにしても、初めから予定がなかったものを後から追加して、それは決議をもろうちょれるんじゃけえ悪いことはなあんじゃが、決議出ちょる思うんです。

それが単純的にいえば、結局業者が2億9,000万円で買うて、損になったけえ事業をやめていぬる。その山が売れたときに熊野町が3億5,000万円で買収してるんです。これは何逼言うても答弁もないが、答弁じや聞く耳を持ってもらえんのじゃがね。私は不思議ですよ。町政として。一番先にこの山を買うたのは広島興業ですよ。それで保安林解除申請をしたんですよ。皆様、・・・解除申請したんですよ。町民こぞって、議会も町民もこぞって、危険なけえいうんで反対したんですよ。それで不許可になったけえ、しようがなしに引き上げていんだわけですよ。

その土地を行政が具体的に言うたら、これは私が中へ入って立ち会うたんじゃけえそりゃはっきり言います。私はそれをどうして言うかいえば、隠しもしません、広島興業の顧問弁護はうちの弁護士、同じ弁護士ですよ。いろんなことの話が入ってきちょるけえ。それで悪いんであるんじゃが。

極端に言うたら、南崎さんへ言うてくれいうて、南崎の時代に言うたことがあるんですよ。 1 億円でもええけえ買うてくれんかいう話が出たら、南崎さんは要らん、そんなもの要りゃせんいうて断ったんじゃ。町長がかわった思ったら、途端に 3 億 5,000万円で買収しておる。

ただ、私がここで反対とかじゃない、町民に知ってもらいたいんです、今からの経過をね。それへ向けて、今度町民の保安林も買うちゃらにゃ、あれは解決したんじゃけえ、手つけをもろうたんがあった。その中に不審の点はえっとあるんですが、それを今さら言うたけえいうてわからんけえじゃが。町民のものを買い足したんですよ。

買うときにどういうて買うたかいうたら、あれはどうしても熊野に焼却場用に要るんじゃけえ、不燃物処理で要るんじゃけえ、熊野に買うときゃええじゃなあ、買え、買えいうんで買わしたわけですよ、熊野へ。そうしよったら、この中にもおりましょうが、熊野じゃなあ、安芸衛生管理組合が要るいうんじゃけえ。

その当時の管理組合の理事は、当時の西村町長と京面議長じゃった。それがそういう て持って戻られて、議会で、この議場でどうしようかいうて、そりゃええことじゃと。 それならどのようにするんかいうたら、一応熊野町へ委託はあったんじゃが、立てかえ 買収じゃと。一応町が立てかえて買うちょったら、向こうが買うちゃるいうけいうんで。 わしはそれをまことじゃ思うてずっと聞いちょったんです。

それなら、今度は町長が選挙に敗れ、議長が、議長はまだ死んじゃおらんでおったんじゃが、いつまでたっても、西村町長がやめて、平本町長になって、わしは平本町長のところに言うていった、どうなっちょるんやあれはいうたら、わしは今何や忙しいけえいうんで、ちいとおくれたんじゃが、平本町長が今度、安芸衛生管理組合は熊野へ委託したおぼえはないと言うんです。当時の議長と町長が議会をだましたわけです。

それはええんです、ええか悪いかしらんのじゃ、聞いただけを言うんですよ、知っちょって言うのは悪いけえ。そして、紆余曲折があった結果、広島市の市会議員が入ったり、何が入ったり、広島が関係しよるけえね、安芸区じゃけえね。結局1,500万円ぐらいの利息やら損失金いうんでくれて、結局、熊野が買い取ったんです、その土地をね。買い取る、買い取らんは、熊野が買うて銭を払うて、登記まで熊野で事務をしよったのに、銭を業者が戻しゃあせんけえどうしても。

まだあるんですよ。その土地を今度の事業をするときに、わしは建設課長を連れて行ったんじゃけ知らんと言うまあ、今の課長じゃったと思う。県土木の所長のところに話に行ってくれ、山を買うたんじゃわからん・・・、工事をやろういう話になったんです。話にいったら、そりゃそがんことはなあ、ええがに計画してあるんじゃけえ。売り値は一応10万円ぐらいの予定にしちょんじゃが、努力次第では20万円で売れる土地じゃけ、それはやらんことはないと。そりゃ書いたものはないか知らん。そりゃあんたの間違いじゃ。間違いじゃ・・・、議員さんは全部が賛成じゃけ、わし一人が反対じゃけえ。そりゃほかのもんもだいしょうおりゃしたじゃろう、表立って口では反対反対言うのはわしだけですけえ。

工事が始まってみたら、土地代はどうするんか思うたら、今の5億で買うた土地を無償で提供しよるんです、工事へ。町民が知っちょるんじゃろうか、どうじゃろうか思う。恐らくわしが言うのは、皆が恐らく5億でただで出しちょるいうことを知った人間は、町民には少ない思うんです。

それと、許可ですよね。広興がやって許可にならなんだ。熊野が今度処分場しようい うて許可申請を出しとるはずですよ。どこまでやっちょるか知らんが。やって許可にな らんけえやめたんです。国民がやってできなんで、熊野町がやって許可にならんで、そ の間にもう一遍あったと思うんですよの、許可申請がね。許可申請が出なんだものが、 熊野町がしたんか、広島県がしたんか、工事をするいうたら保安林が解除になっちょる が、どうして解除になったんじゃろうか、わしは不思議なんです。

こういう問題があってこそ、このたびの広島のような災害問題がある。私も広島の災害問題について色々な疑問があるけえ、知った不動産屋へ入ってみたり。結論から言うたら、広島の不動産屋でも、広島市をしよう思や、力の強いもんが、ここくらいまではせんじゃろう、こっちのほうじゃけ、そこまでするんなら、ここまで許可せにゃいうようなことで、順々順々に広がっていったんじゃ、げな話じゃけえ知りませんが、わしは業者から聞いた。取り締まる・・・どうどうどうどう大きいことになって、でもこういう災害になったときに誰の責任、誰の責任かということですよ。

今、私がこのたびの事業について反対である、このたびの支出について言うんですけ えの。きょうの何は予算の関係ですよの。

そうじゃがですよの、泣くのは誰が泣くんかですよ。私は町民に、今これを実際に町が判を押してくれたら、わしは配りに歩く。 5 億円をただで出して。それも業者が 2 億 9,000万円で買うた山が要らんけえいうのを、 3 億 5,000万円で買うちょるんです。私が言わんとするところは、はっきりは言いませんよ、わからんことじゃけえ。

これを不動産ころがしというんですよ。ころがすのは何でころがすかいうたら、途中で利益のためにころがす。ころがす間に何ぼ値段が上がっているか言やね、4億も5億も値段がふえてきちょるんです。誰が利益を求めたかですよ。ころがすたびにふえてるんですよ、それが。説明せい言われたらわからんが、ふえちょるんですよ、一番初めは。そのものをまたわしが言うんですよ。事業が始まってから、どうでもこうでも買うたもんじゃけえ、せにゃわからんけえいうて、取りつけ道路まで5,000万円出して買うちょるんですよ。あれは前買うた5億円のうちに入っておらんのですよ。新しく5,00万円出して買うて、道路をつけて工事をしよるんです。

このことを、わしは反対するんじゃ、町民へ知らせてもらいたいんですよ、こういう 事業じゃいうて。売れなんだときには、誰の責任になるんかしらん、町長にせよ職員に せよ売れなんだけえいうて済まそう思うんじゃが、このたびばっかりはそうはいかん思 うんです。

それは、多数決いう原則があるんじゃけえね。それは原則だけであって、民法90条 にあるんですよの。常識のなあことをしたことは、これは違法でも何でもなあんじゃ、 初めからなかったことに消えるという法律があるんです。

これまたがるけえじゃが、受迫の問題でも常識がなあんですよ。わしに言わせると完全にこれは法律違反で、ただわしに力がないけえね、力がある強い人がえっとおられるけえ。わしも年齢でもあるけえ。ここにおられる若い人らが、実際に熊野町のことを思うなら、今のことを考えて思ってもらいたいんです。

それと、今の造成地でも、皆様はどうか知らんが、わしは言われたですけえの、造成地をして売るのに、その付近の土地を保安林を解除してなあのに売れるわけはなあんですよ。・・・ちいと延びたけえ、解除、4万坪ほどの保安林が全部保安林です。いうのが保安林がへりにあった場合には、法律上でいうたら茅の1本も切れんのが保安林ですけえの。へりの松の木がどんどんどんどん大きくなって、中へごみがどれだけ落ちるかですよ。買う人がそれを。

前から言いましょうが、売れんことはなあ、売れる、売れますよ。ようよう言うちょきますが、売れますがね、うちのほうへも話がありましたが、売れますが、迷惑施設ですよ。よその町村に、町が売るんじゃけえ、しようがなあけえ、町が許可して何でもやらすいうてね。あったですよ、広島市の残飯処理場をつくらせてくれいうて来たんですよ。それじゃ・・・話はせんですよ、わしは個人的に聞いたんじゃけえ。

ましてやそがんことを役場がしんさったけえいうて、わしは町民のために反対するわいの。へえけえ初めから話を受けんがね。ほんまに、ほんまのことを言う、ほんまのことを言うちょくんでよ。寝る寝る聞くもんもおるけえじゃがの、そりゃわかっちょる人じゃけえ何じゃがね。

やっぱり議会のときに議会で聞いてもらにゃ。反対・・・反対することは知っちょんじゃけえ。民法90条を適用した場合には、今の町がやってる事業は皆無効になるんですよ。わしにいわしたら。

(発言する者あり)

○委員長(山吹) 南田委員、答弁は要りますか。

○委員(南田) 答弁くれんさりゃもらう。答弁できまあ思う、わしがはっきり先に言う ちょく。

○委員長(山吹) 答弁は要りませんか。

○委員(南田) 答弁やろう・・・、できるかできんか問うてみ、する言いんさりゃもら う。そりゃ・・利益かもわからんよ、町には。ここは公的責任じゃけえの、わし が・・・、あそこで・・・しゃべるんとは違うけえの。

○委員長(山吹) 答弁できますか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) 続いて、公共下水道事業特別会計について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) 続いて、上水道事業会計について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) ないようでしたら、次の総括質疑について執行部の入れかえがありま すので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(休憩 14時11分)

(再開 14時12分)

○委員長(山吹) 委員会を再開します。

続いて、教育部門について質疑を行います。質疑はありませんか。

南田委員。

○委員(南田) まずお伺いしたいのは、去年度の予算で熊野町が受迫ため池に対して支払いしちょる歳出は間違いありませんか。教育委員会に問います。というのは、先に言わにゃからんがね、教育委員会に言うていったことがある、そりゃ今の人じゃなあんじゃがね。ようよう議員さんも聞きんさいよ、わしがこういう予算はどうええがに考えてやってくれにゃからんじゃ言うたら、そりゃ議員さん、あんたしらが悪いんじゃと。どうして悪いんかいうたら、あんたしらが予算を組んでやりんさるけえ、わしらが払うたんじゃけえ、わしらは責任を負やせんと言うたがね。それが、予算を組んだけえ、決議したけえ議員が悪い言うたんじゃわしは困る言うたんじゃ。その時代の話をするんです

そういうことで、このたびも恐らくそがな答弁が出るんじゃなあんじゃろうか思うに
えね。まず予防を張っちょくんじゃがね。予算は誰が組んで、誰が責任があるかじゃか
受迫ため池の支出についてお伺いします。これは不正支出じゃ思うんですが、一つ智
弁してください。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長(山吹) 藤森教育部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○教育部長 (藤森) 受迫、恐らく熊野中学校の籠池のことではなかろうかと思います!
れども、あちらの借地料につきましては、適正に支払いを行っているものと考えており
ます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長(山吹) 南田委員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(南田) 私が言うのは民法の何条で支払いができるんか。所有権がどこにあるん
か。所有権がなあものを支払いしてええんか。教育委員会へ問うんです。教育委員会が
支払うちょるけえ。・・・教育委員会じゃろうけえ。適正ないうか、それで聞くんよ、
あんたが適正な思や適正にやりました言やええじゃあなあ。あんたが違うちょるとは言
われりゃせまあけえ。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) 藤森教育部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○教育部長 (藤森) 従来より契約を取り交わしている相手方と適正に支払いを行ってV
るところでございます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) ほかにありませんか。
南田委員。

よ。予算は町長が組んだんですけえ。

○委員(南田) それじゃあ、民法90条を読んでみてください。適正じゃったかどうか。 今わしが説明するわい、あんたが・・・、民法90条には法律になあことをすることは、これは違法では何でもありゃせんが、無効じゃいうことが出してあるんです。違法じゃ なあそうです。無効なんじゃそうです。いうのは、わしがどうして問うかいうたら、向こうの賃借人には所有権はないんですよ。それはどこにあるか、民法206条を読んで みたらありますけえ。各大臣の認可まで・・・206条で・・・、こういう・・・、どこの・・・結果こうなったと。最後に言うたら、これはわしのもんじゃいうて処分ができるものでなけらにゃ、所有権はないいうんです。今の受迫の賃借人に、売買ができる かできんか。

そりゃ今までの町長がいろんなことを言われたのは、売買ができん土地じゃ、わしらは土地を借っちょるだけじゃ言われるんじゃがね、借ることも何も、民法206条の適用した事業をする、事業いうことはなあが、いらうときには所有権があることが原則ですよ。借られるときに所有権を認めて借られんたかどうか、教育委員会に問うてみる、契約されたとこへ。

○委員長(山吹) 藤森教育部長。

○教育部長(藤森) 所有権がないというか、所有権がないかどうかということはちょっとこちらのほうではわかりませんけれども、その辺のとこは。契約を締結しておりまし

て、その契約の相手方、貸し主ということでございますが、そちらのほうにお金を支払 いしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長(山吹) 南田委員。

○委員(南田) 支出はどういう方法で支出したんか、その順序を教えてください。何を 見て支出をしたんか。予算を組んであるけえしたんか。

どうせわしはばかじゃけえの、あんたたちが言いんさったら負けるんじゃけえ。

○委員長(山吹) 三村町長。

<ul><li>○町長(三村) 本会議でもお答えしましたが、もう何度もお答えしとるんですが、所有</li></ul>
権は受迫にございます。その所有権を前提に民民の賃貸借契約を結んでいるということ
でございます。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇委員長 (山吹) 南田委員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○委員(南田) 町長の言う理由いうのは、町長は熊野町の受迫についての法律をわしが</li></ul>
こさえてわしが好きにするんじゃ言いんさったけえ、そがな偉い町長にはわしはよう物
を言わんのです、法律をこさえるような町長へは。この間、議事録があるけえ問うたら
所有権を立証しんさい言うたら、所有権・・・わしが言うたとおりじゃいうたって、あ
んたが言うたとおりなら、議会で何遍も言うても。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) 暫時休憩いたします。
(休憩 14時25分)
(再開 14時38分)
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員長(山吹) 委員会を再開いたします。
佛圓議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○委員(佛圓) ちょっと聞いてみるんですが、昨年、一昨年からずっとうちどくという
ことを言っておられましたけど、このうちどくに関して何かイベントを開いたり、大き
い大会を開くということも聞いたんですが、これはどのような進行状況なんでしょうか
ね。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○委員長(山吹) 中村生涯学習課長。</li></ul>
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習課長(中村) 平成24年からうちどくを始めたわけですが、2年間続けて、
このたび平成26年からくまどくという名前に変わりました。このたび12月6日に、

この2年間変わったことにつきまして、また町民の皆様に啓発する意味で、12月6日、町民会館においてくまどくフォーラムという事業を行います。内容につきましては、熊野児童合唱団によるオープニング、またそれまでの経緯を報告、また広島県の教育長の下崎教育長さんの講演、また今夏休みの期間中で各小学校、中学校におきまして「私の好きな本を絵手紙で紹介」ということを募集し、それが夏休みがあけてから返ってきます。それで大賞、準大賞を選び、フォーラムにおいて表彰いたします。また、各家庭におきまして、小学校、中学校、また幼稚園の事例発表、また幼稚園の取り組み、また小・中学校の取り組み、そういうものを計画しております。

以上でございます。

$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$	$\sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim () \sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim $	\sim \sim \sim \sim \sim
○委員長(山吹)	佛圓委員。			

○委員(佛圓) それは順調に準備を進めておられるんですよね。これは町内の小・中学校6校を対象にということですか。例えば熊野高校とかいうところまで行かれるのか。 そこらはどうなんでしょうかね。近隣の・・・小・中学校にもそういう声をかけておられるのかどうか。

○委員長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) くまどくの対象が 0 歳から 1 5 歳ということで、保育所から中学校までを対象としております。それで、呼びかけに関しましては、町内の幼稚園、小・中学校の教員の皆様全員に呼びかけて来ていただくようになっております。

また、近隣の各教育委員会には、まだ検討中ではございますが、こういったものを開催するというのを御報告して、参加のほうを呼びかけてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長(山吹) 佛圓委員。

○委員(佛圓) じゃあ、保護者とか一般の人は余り呼びかけないで、小・中学校の先生 を対象ということですか。 ○委員長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) 失礼いたしました。当然保護者、一般住民の方全員に呼びかけまして、今回の町広報で一般住民の方、また学校を通して、生徒を通して保護者の方に御参加のほうを呼びかけております。

以上です。

○委員長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(山吹) 以上で全ての審査が終了いたしました。

これより委員会審査のまとめとして報告書を作成します。報告書作成に当たり、特に 意見等がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(山吹) 特にないようですので、認定第1号、平成25年度熊野町各会計歳入 歳出決算認定については、原案どおり認定することとする報告書を作成したいと思いま すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山吹) それでは、そのように報告書を作成いたします。

続いて、認定第2号、平成25年度熊野町上水道事業会計決算の認定については、原 案どおり認定することとする報告書を作成したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山吹) それでは、これより報告書を作成します。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時25分)

(再開 14時38分)

○委員長(山吹) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

報告書ができましたので朗読します。

平成26年9月12日。

決算特別委員会委員長 山吹富邦

平成25年度熊野町決算特別委員会審査報告書(案)

本委員会は、平成26年第3回熊野町議会定例会において付託された認定第1号、平成25年度熊野町各会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。また、認定第2号、平成25年度熊野町上水道事業会計決算認定について慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

ただいまの報告書について採択を行います。

お諮りいたします。ただいまの報告書を本会議に報告することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山吹) 異議なしと認めます。よって、ただいまの報告書を本会議に報告する ことに決定しました。

皆様、大変御協力ありがとうございました。

(閉会 14時40分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

決算特別委員会委員長

副委員長